

報道関係者の傍聴に係る運用（案）

埼玉県総合教育会議傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）４に規定する報道関係者の傍聴について、次のとおりその運用を定める。

- 1 傍聴要領４の規定により、報道機関に所属する者で会議を傍聴することができるものの定員は、１７人とする。
- 2 傍聴券は、県政記者クラブに加盟する者で会議の前日までに教育局教育総務部教育政策課に埼玉県総合教育会議傍聴申込書を提出した者に交付する。
- 3 前項の規定により埼玉県総合教育会議傍聴申込書を提出した者が第一項に規定する定員に満たない場合には、前項に規定する者以外の報道機関に所属する者に対して先着順に傍聴券を交付する。
- 4 前項の規定により傍聴券の交付を受けなかった者が傍聴要領３に規定する手続により会議を傍聴しようとするときは、これを妨げない。